

IV 学校教育の内容及基本的な考え方

一人一人の教育的ニーズに応じた教育

特別支援学校

(本編 P 45 IV－2－(8) 「特別支援学校における教育課程の編成」 参照)

特別支援学級・通級による指導

特別支援学級は、小学校、中学校及び義務教育学校の学級の一つであり、特に必要がある場合には特別の教育課程を編成し、児童生徒の障害の状態等に即した適切な指導及び支援を行う少人数の学級である。

通級による指導とは、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍している障害のある児童生徒について、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。なお、高等学校における通級による指導は、平成30年度から制度化された。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、自立活動を取り入れる（特別支援学級）又はその内容を参考（通級指導教室）として教育を行うこと、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用することが必要である。

障害のある幼児児童生徒への配慮

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒への指導に当たっては、各教科等においても、丁寧な実態把握とともに個々の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが大切である。同時に、長所や今できていることにも注目し、それを伸ばしていくことも重要である。

見えにくい

見えにくさに応じて、点字の教科書や、触覚教材や聴覚教材の活用、文字を拡大するなどの配慮や、ICT機器等の活用、手指の操作、聴覚等の諸感覚の活用を含めて指導を行う。幼児児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすることが必要である。

聞こえにくい

聞こえにくさに応じて、手話、指文字、文字、音声等を適切に活用した聴覚活用とともに一人一人に応じた言語指導を行う。伝えたい気持ちをはぐくむとともに、ICT機器等も活用し、発表や幼児児童生徒同士の話し合い等の学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫することが大切である。

知的発達の遅れがあり、意思疎通や日常生活の適応等が難しい

全般的な知的発達の遅れから意思疎通や行動上の適応が難しい場合は、言葉を整理して簡潔に伝えたり、視覚化して具体的に伝えたり、ICT機器や具体物や絵等を用いてやりとりをするなどが考えられる。また、生活に結び付く具体的、実際的な内容を指導内容に位置付け、学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的である。

5 特別支援教育

(3) 障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育

身体動作や運動が 難しい

一人一人の障害の状態に応じた適切な教材・教具やＩＣＴ機器等を有効に活用し、指導の効果が高められるようにする。まず、自立活動の指導を基盤に、姿勢を安定・保持すること、その上で、具体物を見る、触れる、数える等の活動や、補助具等を操作して、実物を観察する、測る、施設等を利用する等の体験的な身体活動を効果的に取り入れること、感じたことや気付いたこと等を言語化するなどが考えられる。活動への意欲とともに身体の移動・動作の改善やコミュニケーションの力をはぐくむことも大切である。

疾病による療養の ため又は障害があ る

医療機関と連携し、病気療養中の児童生徒の学習の遅れ、将来像や治療に伴う心理社会的な不安や課題について、病気の状態に配慮しつつ児童生徒のＩＣＴ等を活用した遠隔教育による学習保障や、身体面、心理面の健康維持のための自立活動の指導を進めながら、病気を改善・克服するための知識や技能を培い、病気に対する自己管理能力を育てていくことが大切である。

読み書きや計算等 が難しい・注意集 中の持続が難し い・心理的に不安 定さがある

読み書き等の特定の能力に著しい困難を示したり、発達の段階に不釣り合いな注意力や衝動性、多動性を示したりする幼児児童生徒には、一人一人の学び方に応じて教材等を工夫し、課題に集中できるように学習環境を整えて指導を進める。例えば、比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、書く量を調整したり、手書きだけでなくＩＣＴ機器を使って文章を書くことができるようにしたりするなどの配慮が考えられる。

また、失敗や叱責を受けるなどの経験を重ねがちであることから、自己の特性の理解を進めることや、多くの成功経験を積みませ、自信がもてるようにしていくことが大切である。

人間関係形成に困 難さがある

役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりするなどの配慮が考えられる。

医療的ケア

医師免許や看護師等の免許を有しない者は、本来、医行為を行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しなくても医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、府知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

特別支援学校等の教職員についても、特定行為（①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養）については法律に基づいて実施することが可能になった。なお、特別支援学校以外の学校で、教員が医療的ケアを実施するに当たっては、慎重かつ十分な検討と準備が必要である。

《参考資料》

- 「点字学習指導の手引き」（文部科学省 令和5年11月）
- 「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について（通知）」（文部科学省 令和5年3月）
- 「小・中学校等における病気療養児に対するＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要領上の出欠の取扱い等について（通知）」（文部科学省 令和5年3月）
- 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（文部科学省 令和4年4月）
- 「障害のある子どもの教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（文部科学省 令和3年6月）
- 「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（文部科学省 令和3年6月）
- 「聴覚障害教育の手引き」（令和2年3月）
- 「通常の学級に在籍する読み書きに困難のある児童生徒のＩＣＴを活用した学びの研究」（京都府総合教育センター 令和5年3月）